



石岡市議会議員

櫻井 茂

活動報告

令和3年(2021年)
2月21日発行 第23号

■発行/櫻井しげる後援会 ■住所/315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28
■電話/自宅 0299-22-3881 ■FAX/0299-22-3881 ■携帯 080-3150-8451
■WEB <http://www.sakurai.click/> ■E-Mail sakurai@sakurai.click
■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3> **討議資料**



2021年がスタートいたしました。コロナ禍に加え、石岡市では石岡地域医療計画(病院の公立化)の取組みで激震が走りました。地域医療振興協会提案の公立病院像に光明を見たと思った矢先、提案取下げとなり石岡地域医療計画が暗礁に乗り上げました。本来、議会は地域医療環境について現状容認か、改善かの議論を行い、改善であればその医療資源(病院像)を市長と市民に示すべきでした。それをせず、協会側に病院像の提案責任を求め続け、否定する議論を繰り返した末に信頼関係が崩れたと思われます。署名1万5千名の民意を市長そして議会がどの受け止めているのか第1回定例会に注目して下さい。

一・石岡地域医療計画は暗礁に

(1) 突然の提案取り下げ通告

2月5日、急遽、全員協議会が招集され、市長から地域医療振興協会から、石岡地域医療計画に基づく「提案を取り下げたい」との申し出があったと報告されました。これにより石岡地域医療計画が再び暗礁に乗り上げることになりました。

(2) 地域医療振興協会からの提案内容

地域医療振興協会から公立化後の(仮称)いしおか地域医療センターの概要が提案され、1月29日の教育福祉環境委員会に示されました。

二次救急対応病院(病床199床、内科・小児科・外科は24時間受け入れ可能)として、令和7年度中に本格診療を開始予定。

医師数は16名を33名に、保健師等職員は166名を286名に増員。概算費用は、以下の表のとおりです。

提案内容は驚くべき好条件です。医師の確保が困難とされる産婦人科は、**常勤医師3名体制で、常時通常分娩が可能**。小児科の24時間対応は、子育て家族にとって心強い味方になります。検診センター設置(最大40名)も追加。充実した医療設備の下で検診事業が可能となるはずでした。

検診センター設置(最大40名)も追加。充実した医療設備の下で検診事業が可能となるはずでした。

- 1. 病院整備費 31.3 億円
 - ・第一病院買取費用
 - ほか増改築費用等
 - 交付税と施設使用料で返済し、**市負担は実質ゼロ。**
- 2. 指定管理料 1.8 億円
 - 交付税の範囲内で支払うため**市負担は実質ゼロ。**
- 3. 病院運営費 (市単独分)
 - 元利償還金及び減価償却費相当額で **毎年約 0.6 億円**

診療科	内科・呼吸器内科・循環器内科・小児科・外科 整形外科・形成外科・耳鼻咽喉科・小児皮膚科 泌尿器科・口腔外科・産婦人科
産科	増改築完成時から 産科開設 通常分娩対応
小児科	現在の小児科対応を継続 出生した病院で継続受診が可能
緊急診療	初期救急事業を再開 (休日及び年末年始)

(3) 市民有志が請願・陳情を議会に提出

3月末日で石岡市医師会病院が全ての診療を停止します。さらに、教育福祉環境委員会の審査が進まない現状を憂いて市民有志が、議会の前向きな議論と必要な予算措置を求める**請願及び陳情**(賛同署名約1万5千人超)を議長あて提出しました。柏原工業団地運営協議会も陳情を提出。請願及び陳情は、第1回定例会において、教育福祉環境委員会に審査付託されますが、協会が提案を取り下げたこともあり、審査の行方は不透明です。

(4) 石岡地域医療計画が再び暗礁に

1月16日 協会が医療センター概要を市に提案
1月26日 **協会が提案を修正**(上記の提案内容)
1月29日 協会提案を教育福祉環境委員会に説明
委員会審査状況ほか市長が理事長と協議
2月4日 市民有志が、請願及び陳情を議会に提出
協会理事会在が提案取り下げを決定

2月5日 全員協議会に協会の提案取り下げを報告
26日の提案から10日後、突然提案を取り下げた理由は「コロナ禍の中で準備ができない」としていますが信じ難い理由です。質疑では「1月29日に協会提案を示した委員会の審査状況を市長が理事長に伝えた際に「提案取下げ」の意向が示され、その後、理事会で決定したと説明されました。昨年の3月定例会以降の市議会内の発言や動向が協会に不信感を抱かせつつも、地域医療確保に向けて石岡市に最大限配慮した提案は評価されず、逆に**協会の信用性を疑う意見**が出たことで、理事会の**受忍限度を超えた**との情報が入ってきました。市長の対応を疑問視する声が出る中、市長は、新たな計画を作る考えを示しましたが、医師確保が困難な現状を考えれば前途は絶望的です。地域医療の環境整備を求める議員と市民有志は、早期離礁を目指して、既に行動を開始しています。

二、第4回定例会で行った一般質問

(1) 婦人科検診の手続き改善について

婦人科検診を医療機関で受診する方法が石岡市は不便と聞きました。改善に向けて質問します。

(1) 検診負担金の取り扱いについて伺う。

① 医療機関での婦人科検診の手続きを伺う

保健福祉部長答弁要旨 健康増進法に基づき、がん検診を実施している。検診希望の方が医療機関に電話予約を入れ、保健センター窓口で申請書の記入と負担金の納入を行い、受診券を受けとる。子宮がん検診と乳がん検診を設定している。

② 受付後、未受診となった場合の対応を伺う

保健福祉部長答弁要旨 再度窓口に来所いただき、受診券の回収と負担金を返還する手続きを取っている。難しい場合は郵便や訪問で対応している。

令和元年度の負担金還付者は58名となっている。

③ 市が負担金徴収を行っているのは、茨城県内では石岡市ともう1市だけ。石岡市はなぜ検診負担金の納付を医療機関納付としていないのか伺う

保健福祉部長答弁要旨 地方自治法第210条に「総計予算主義の原則」があり、市の歳入となる自己負担額を受診者から市が徴収するものとしているので、医療機関納付を実施していない。

再質問 医療機関納付額を市の歳入として扱えば何の問題もないはず。問題は同法第243条「私人の公金取扱制限」。同法施行令第158条で収納事務を委託できる項目に負担金が含まれておらず同法に抵触する可能性が高いが、厚生労働省の示す集合契約に、負担金は医療機関納付という記載がある。地方自治法を踏まえて、財務部長の見解を伺う。

財務部長答弁要旨 厚生労働省が医療機関へ差額支払いを認めているようなので精査する。医療機関の個人負担金徴収についても検討する。市民の利便性向上につながるので関係部署と協議を行う。

提言

内閣府構造改革特区検討会において、「私人の公金取扱制限の緩和」との質問に「厚生労働省で検討すべき」との回答がある。その厚生労働省は集合契約の中で、医療機関で負担金徴収を進めるスキームを具体的に示している。これをどう受け止めるのかは執行部に任せるしかないが、急ぎ調査確認をしていただきたい。

(2) 土浦市はメールや電話等で検診申し込みが可能。申し込み手続きの多様化について伺う

保健福祉部長答弁要旨 土浦市では負担金を医療機関で納付し、受診者がネットを活用し様々な方法で、いつでもどこでも申請できる体制を整えている。当市でも利便性向上のため、多様化を図ることは受信率向上につながると考えている。

再質問 負担金の医療機関納付が実現しなければ多様化は難しい。新型コロナウイルス感染拡大の中で対面方式での受付は保健センターがやることではない。県内どころか全国レベルで最も時代遅れの申込方法を市民に強いているのが石岡市です。手続きの多様化について市長の見解を伺う。

市長答弁要旨 石岡市の体制が遅れていることは確認した。負担金の徴収方法についても受診者の立場に立った利便性の向上を図るため、速やかに検討していく必要があると思っている。

再質問 市長から速やかに検討するとの答弁をいただきました。しかし大事なものは1日も早い実現。行革を旗印にしているのであれば尚更です。いつから実現していただけるかお示しいただきたい。

市長答弁要旨 他市で実施している状況、県内では石岡市ともう1市が実施できていない状況を十分考慮し、関係部局において連携を図り、次年度には何かしら利便性の向上を図りたい。

※本件は、保健センターの改善要望に対して、自治法を理由に企画課・財政課が反対していた事案。

(2) 生活保護受給者の年金支給支援について

老齢基礎年金は、納付期間と免除期間を合算して10年以上の場合65歳から、厚生年金保険等に1年以上加入の場合は60歳から受け取れる場合もあります。但し、申請しないと受け取れません。年金申請手続きを支援することで、生活保護費の軽減を図れるのではないかと考え質問します。

(1) 市内で65歳以上の生活保護受給者数を伺う

保健福祉部長答弁要旨 令和2年9月30日現在、508名となっており、総受給者の55%となる。令和3年度に65歳になる生活保護受給者は19名。

(2) 年金受給の周知と支援について伺う

保健福祉部長答弁要旨 ケースワーカーが助言を行ない、年金の種類によっては市役所で申請できるものあり同席している。

(3) 年金の支給額を伺う

保健福祉部長答弁要旨 免除や未納月数によって変わるが、10年間納付した場合は月額1万6285円。10年間全額免除の場合は月額5428円から8143円。

(4) 申請手続きの支援による効果を伺う

保健福祉部長答弁要旨 生活保護者が年金を受給した場合、収入認定を行い、支給額を減額する。生活保護基準を超えれば保護の停止または廃止となるので、保護費削減には有効な手段と考える。

提言 仮に20人の年金申請で、毎月2万円、年額24万円の年金受給が可能になり、年額480万円の生活保護費が削減され毎年増えていく。北本市では障害者年金の受給申請支援も含めて社会保険労務士に委託して大きな効果を上げています。

(5) 年金受給申請支援を委託し、生活保護費の削減を図る取り組みについて市長の考えを伺う

市長答弁要旨 社会的に弱い方々が安心して暮らせるよう努めていく。先進地調査と費用対効果をしつかり行って主体的に取り組んでいく。

三、第4回定例会で行った議案質疑

(1) 一般職の任期付き職員採用に関する条例を制定することについて

(1) どのような業務に何名採用するのか伺う

総務部長答弁要旨 行政内部では得難い高度な専門的知識、優れた見識等を一定期間活用することが必要とされる業務に従事させる職員の雇用となり、危機管理関係と法令順守条例関係業務に1名の任用を考えている。内部育成には限界があり、県内32市の内29市が既に条例を制定している。

(2) 採用に当たった選考方法について伺う

総務部長答弁要旨 公募の場合は論文試験や面接試験等で、人物が特定している場合は、面接等による選考で採用することを想定している。

(3) 給料表と職務職階の関係について伺う

総務部長答弁要旨 職務の内容や責任の度合いに応じて部長級・課長級等の級に位置づけられる。本会議や委員会への対応も想定している。

(4) 任期付き職員の人事評価について伺う

総務部長答弁要旨 一般職と同様に人事評価の対象となる。職員によっては評価者として評価する側になる事も想定している。

提言 評価される、評価する。は継続的なつながりの中で正職員の人事評価システムが機能している。任期付き職員は短期間での人事評価のため、どのように整合性をとるのか検討をお願いする。

再質問 想定以上に人事評価が低い場合、契約年数や給与額の変更も可能か伺う

総務部長答弁要旨 服務規定の適用を受けることから雇用年数を更新しない場合や給与額の変更を行うこともあり得る。業績・人事評価があまりに低い場合、任期中での打ち切りも検討したい。

提言 能力を生かすための採用。中立公正な人事評価を行い、制度を活用していただきたい。

四、市長の専決処分に関する条例廃止

(1) 突然の条例廃止議案の提出

12月10日(木)、定例会の議案質疑終了後、村上議員が動議と叫び「市長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例を制定することについて」を提出しました。議員間で十分に議論することも無く突然の提案でした。質疑・討論を経て賛成多数で可決され、条例は廃止となりました。

(2) 廃止された条例とは

地方自治法第180条には、「議会の権限に属する軽易な事項で議決により特に指定したものは首長が専決処分できる」との規定があり、石岡市議会が、第180条に基づき平成19年に交通事故(人身事故は除く)における百万円以下の損害賠償額については、議会の議決を必要とせず、市長の専決処分を認める条例を慎重審議の末に可決成立しました。(ただし専決処分後の議会報告が必要)

(3) 条例廃止の要因

消防職員が起こした交通事故で示談が成立し損害賠償額の支払いを済ませた後、市長の専決処分及び議会への報告を担当管理職が失念していたことが判明。その後さらに、消防団員及び保健福祉部職員の事故も同様に議会への報告義務を怠り、これを議会軽視として条例廃止が提案されました。

提案は地方自治法の解釈に誤りがあると思われる上、条例を廃止しても、議会・執行部は利益が全くありません。1円以上の損害賠償額が発生する場合、事故被害者は、議会を告示し招集されるまでの期間、そして議決しなければ、損害賠償額の支払いを受けられない不利益を被ることになります。私は、条例廃止反対の立場で討論しましたが、賛成多数で条例は廃止となりました。

※その後の調査で、同様に議会報告を怠っていた事故案件が過去に8件あったと報告されました。

五、議員辞職勧告決議案を再び可決

(1) 議員辞職勧告決議案の提出

第4回定例会最終日、開会直後に閉口議員が「動議」と叫び、「徳増千尋議員に対する議員辞職勧告決議」が賛同議員16名の署名をもって提出され、直ちに日程に追加され議題となり、賛成多数で可決。決議案可決は2度目となりました。

(2) スリッパ豪打事件の概要

令和元年10月16日午後4時15分頃、湖北環境衛生組合クリーンセンター事務室内において、徳増議員は自分の履いていたスリッパを手にして、同組合事務局職員の左顎から頸部にかけて1回豪打するという事件を起こしました。事件発生後、目撃者もいる中、職員に謝罪することも無く、事件を否定する発言を繰り返したことで、石橋議員が刑事告発。令和2年12月11日、水戸地検が徳増議員を暴行罪で水戸地裁に在宅起訴しました。

※徳増議員から「主張したいことがあるのであえて裁判に持ち込んだ」と説明されました。私には、あえて起訴されるという考えが理解できません。

(3) 辞職勧告決議案の提案理由

石岡市議会基本条例において、「議員は、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努める事」。さらに石岡市政治倫理条例には、「議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならぬ」とよって暴力事件を起こした件を重く受け止め自ら職を辞することを勧告する。

(4) 第1回公判では犯行を否認

2月9日、水戸地裁で初公判が開かれ、徳増被告は「暴行はしておりません」と起訴内容を否認したと報道されました。暴行現場には、T市議及び組合職員も複数おり目撃情報も伝わっています。一言「ご免なさい」で終わった話が何故・・・

六. 臨時議会提案議案は可決

第1回臨時議会は、1月28日に招集。新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（国庫補助金）で行っている事業費の清算に伴う減額補正、指定管理施設運営安定化支援金を予算措置。

ほかに、八郷総合支所2階に設置する図書館の備品購入費用契約を全会一致で可決しました。

第2回臨時議会は、2月8日に招集。提案されたのは、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費として3億2千万円余。全会一致で可決しました。ワクチン接種は、詳細が決まり次第、市広報紙や個別通知などでお知らせすることになります。

七. 令和3年度予算案

2月8日、令和3年度予算案が議会に内示されました。一般会計予算案は前年比16億8千万円減の32億8千万円。減額の要因は、令和2年の大型事業である霞台新ごみ処理場建設事業負担金（約24億円）及び防災無線整備事業（約4億5千万円）の終了によるものです。

新規事業は、複合文化施設整備検討調査、空き家等実態把握調査、BR専用駅前広場整備工事、西口駅前広場整備工事、八郷図書館整備事業等が予定されています。

令和3年度石岡市予算（案）；単位千円

会計名称	予算額	増減率	
一般会計	32,780,000	△4.9	
特別会計予算	国民健康保険	7,676,861	△1.6
	駐車場	11,198	△60.8
	霊園事業	13,392	△5.3
	介護保険	7,966,349	△8.9
	介護サービス事業	321,488	1.2
	後期高齢者医療	1,002,565	6.1
	水道事業	906,584	6.1
	公共下水道事業	3,996,991	6.9
	農業集落排水事業	542,038	1.0
	総合計	55,217,466	△3.9

八. 霞台厚生施設組合、新ゴミ処理場

(1) 4月の本稼働を目指して整備中

石岡市・小美玉市・かずみがうら市・茨城町で構成する霞台厚生施設組合では、新ゴミ処理場が3月末の竣工・4月からの稼働開始を目指して、順調に工事が進んでいます。



(2) 新ゴミ処理場の様子

建屋に加え、大型機械も設置を終わり、ゴミもすでに搬入され、試運転を行なっています。令和3年1月25日に新施設の内覧会が行われ、施設および設備等を視察しました。（試運転中の為、残念ながら内部の様子は撮影禁止でした。）

新施設は、環境教育の場としても活用できるように、建屋内廊下をガラス張りにして、施設内の機器や作業風景を安全に見学することができるよう設計されています。かつての「汚い・臭い」は全く無く、安全で衛生的な施設となっています。

(3) ゴミを持ち込む際には注意を

家庭ゴミを持ち込む際は、案内に従い入場し、機械受付で**磁気カードを受けとり**ます。この時、車の重量を計量しています。順路を進みゴミを投入後、施設外周を回って帰路となります。計量・精算（支払い）になりますが、前の車との車間距離を十分に取りますと、前の車と一緒に計量機に乗ってしまい、精算行為ができません。施設内ではゆっくり進んでください。

九. 令和3年第1回定例会

第1回定例会は2月15日告示、2月22日（月曜日）開会、会議は全て午前10時開始予定です。

今期定例会では、石岡市議会として初めての試みである「**代表質問**」が日程に加えられました。

3名以上で構成する会派から代表質問が行われます。質問内容は、原則として市長の施政方針に対する質問。質問時間は、30分以内。質問方式は、一括方式となります。一般質問との切り分けや、会派（団体）としての質問になるか等、議員及び会派の力量が問われます。是非とも注目していただきたいと思えます。

議場で傍聴される場合には、新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンス等のご協力をいただきます。また、傍聴席での携帯電話の使用、写真撮影、飲食、私語、賛否の表明等は禁止となっています。

日程表の黄色の会議は、市議会ホームページからインターネットを利用して生中継を閲覧できます。録画放映は、会議後1週間から10日ほど後にホームページに掲載される予定となっています。

第1回定例会日程

月 日	曜日	会議内容
2月22日	月	開会
23日～2月28日		休会
3月1日	月	代表質問
3月2日	火	一般質問
3月3日	水	一般質問
3月4日	木	一般質問
3月5日	金	議案質疑
6日・7日		休会
3月8日	月	予算特別委員会（総務）
3月9日	火	同上（教育福祉環境）
3月10日	水	同上（経済建設消防）
3月11日	木	同上（総括）
3月12日	金	教育福祉環境委員会
13日・14日		休会
3月15日	月	総務委員会
3月16日	火	経済建設消防委員会
3月17日	水	議会運営委員会
3月18日	木	採決・閉会